別表第六（第百四十条関係）

鹿児島国道事務所		（略）	（略）
	鹿児島市	（略）	（略）
		薩摩川内市道隈之城・高城線（天大橋）	修繕工事
（略）		（略）	（略）

別表第十二（第百四十一条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
九州地方整備局	（略）	（略）	（略）
	博多港湾・空港整備事務所	福岡市	福岡県のうち福岡市、大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、糟屋郡、朝倉郡、三井郡、三潴郡及び八女郡
	（略）	（略）	（略）

河川国道事務所等及び港湾事務所等	課
（略）	（略）
営繕事務所	総務課、技術課
技術事務所	
道路メンテナンスセンター	
（略）	（略）

別表第六（第百四十条関係）

鹿児島国道事務所		（略）	（略）
	鹿児島市	（略）	（略）
		（新設）	（新設）
（略）		（略）	（略）

別表第十二（第百四十一条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
九州地方整備局	（略）	（略）	（略）
	博多港湾・空港整備事務所	福岡市	福岡県のうち福岡市、大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、朝倉市、みやま市、糸島市、筑紫郡、糟屋郡、朝倉郡、三井郡、三潴郡及び八女郡
	（略）	（略）	（略）

河川国道事務所等及び港湾事務所等	課
（略）	（略）
営繕事務所	総務課、技術課
技術事務所（新設）	
（略）	（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。